

第4 一般取扱所

第4 一般取扱所（危政令第19条）

1 区分

危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設からの独立性があること等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定するものとする。

(1) 危政令第19条第1項

危政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、原則的に建物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一許可単位とする（以下「一棟規制」という）。なお、規制範囲は、製造所と同様とする。



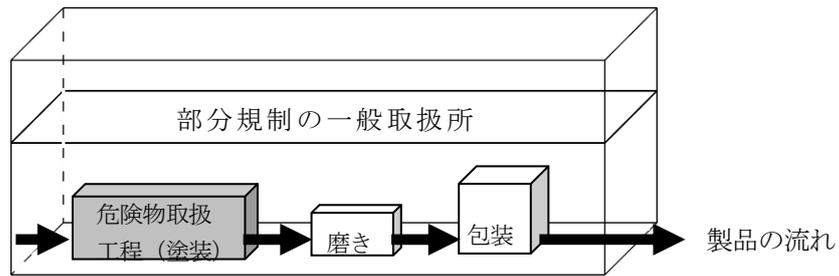
(2) 危政令第19条第2項

危政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取り扱う区画室、設備、又は屋上の設備等について危省令で規定されたものをそれぞれ一許可単位とする（以下「部分規制」という）。



（区画室単位、設備単位等）

- 危政令第19条第2項第4号（充填）、第5号（詰替）以外は、同一建物内に複数設置することができる。
- 危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制されたものも同一建物内に設けることができる。
- 部分規制の一般取扱所において、危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程も含めて危政令第19条第2項とすることができる（第4-1図参照）。

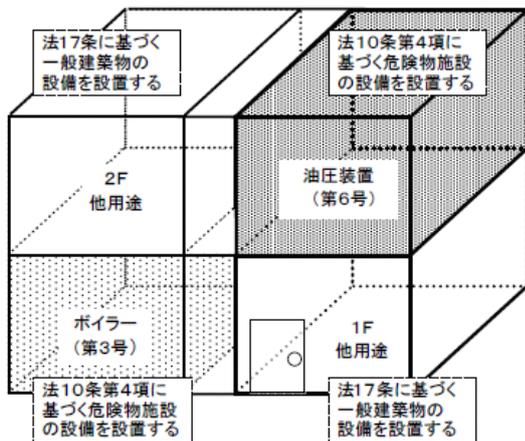


第4-1図 部分規制の一般取扱所の例

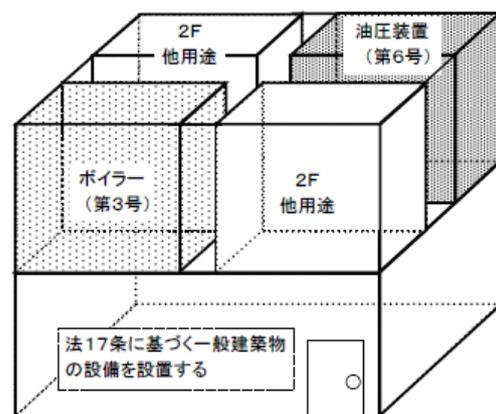
ア 区画室単位の部分規制は、当該区画された室を規制範囲とする。
 危省令第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、
 第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2
 項、第28条の60の3第2項並びに第28条の60の4第3項

【通常の区画室単位の規制パターン】

例示は、区画室単位の**2許可施設**（第4-2-1図及び2図参照）



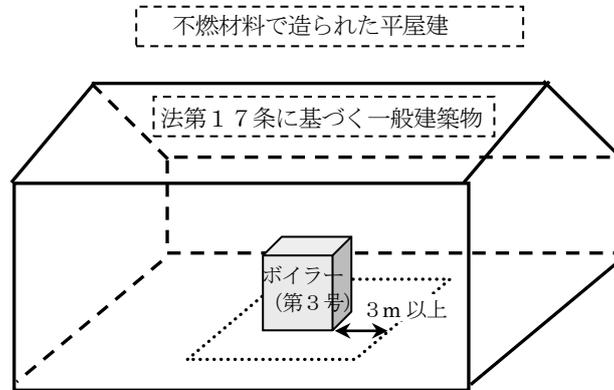
第4-2-1図 階層設置の例



第4-2-2図 同一階設置の例

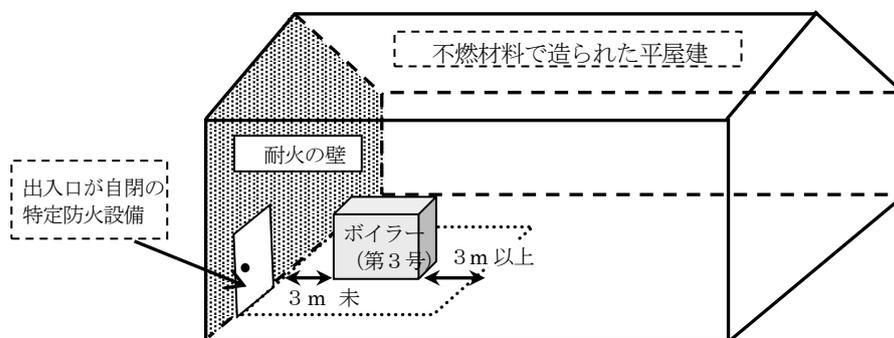
なお、離れて設置された区画室をあわせて一の一般取扱所とする特例は認められない。

イ 設備単位の部分規制は、当該設備を規制範囲とする（第4-3-1図参照）。
 （危省令第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、
 第28条の60第4項並びに第28条の60の2第3項）



第4-3-1図 設備単位の部分規制の例

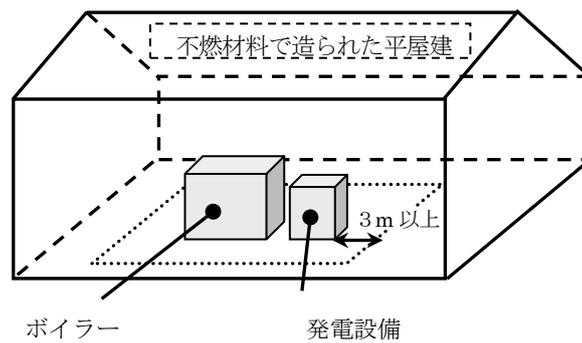
周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）（第4-3-2図参照）。



第4-3-2図 設備単位の部分規制の例

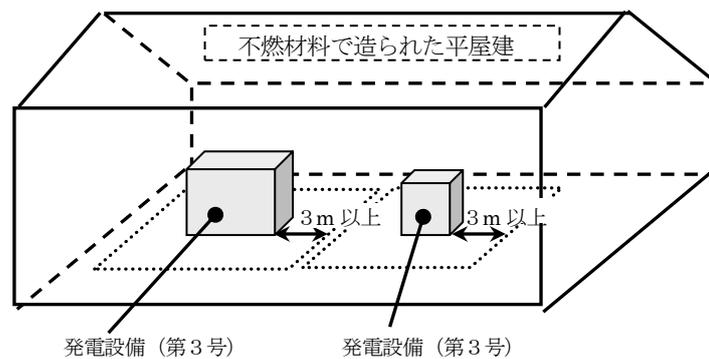
(ア) 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とする場合の主たる取扱形態は、次の順によること。ここで、各々の設備の指定数量の倍数を合算した場合、設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること（第4-3-3図参照）。

- ・ 取り扱う危険物の指定数量の倍数が大きいもの
- ・ 取り扱い面積の広いもの
- ・ 低引火点危険物を使用しているもの



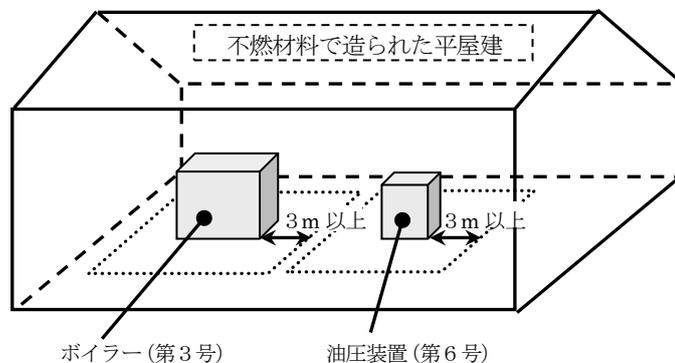
第4-3-3図 同一の取扱形態をまとめて、設備単位の1許可施設にした例

- (イ) 同じ基準を適用する施設を複数設置し、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空気を相互に重ならないように設けた場合は、別の許可施設として扱うことができる。ここで、各々の設備の指定数量の倍数は、各々の設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること（第4-3-4図参照）。



第4-3-4図 同一の取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

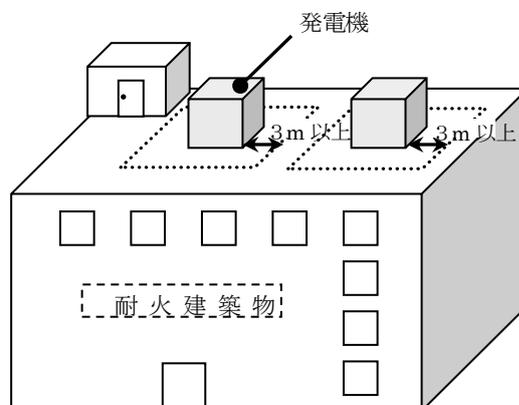
- (ウ) 同一室内に、異なる基準を適用する一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に設ける幅3m以上の空地は、相互に重ならないこと（第4-3-5図参照）。



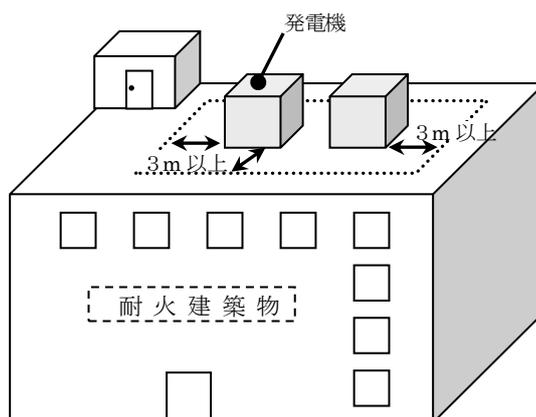
第4-3-5図 異なる取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

ウ 屋上の設備単位の規制は、当該設備（ボイラー又はバーナーで危険物を消費するもの又は蓄電池設備に限る）を規制範囲とする（第4-4-1図及び2図参照）。

〔 危省令第28条の5 7第4項並びに第28条の6 0の4 第4項 〕

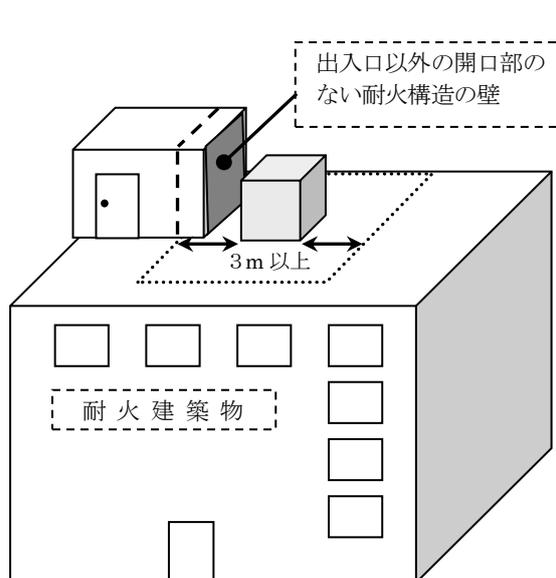


第4-4-1図 屋上に発電機を設置するため、設備単位の2許可施設にした例
(各々の発電機の指定数量の倍数は1.0未満)

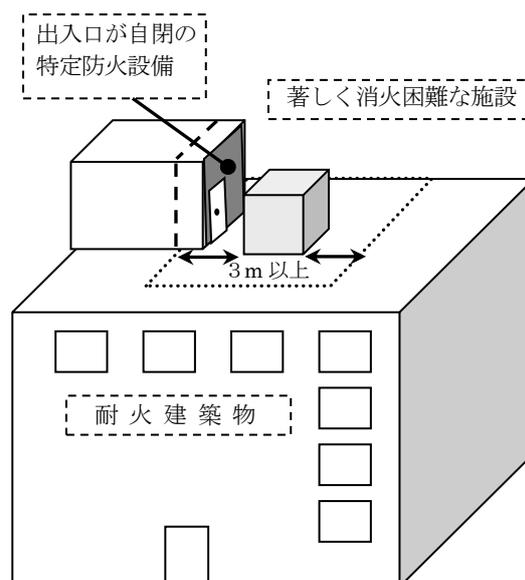


第4-4-2図 2許可施設としないで、まとめて1許可施設にした例
(各々の発電機の指定数量の倍数を合算した値は1.0未満)

周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）（第4-4-3及び4図参照）。



第4-4-3図
周囲の空地内に出入口以外の開口部
のない耐火構造の壁がある例



第4-4-4図
周囲の空地内にある建築物の壁に
自閉の特定防火設備がある例

(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

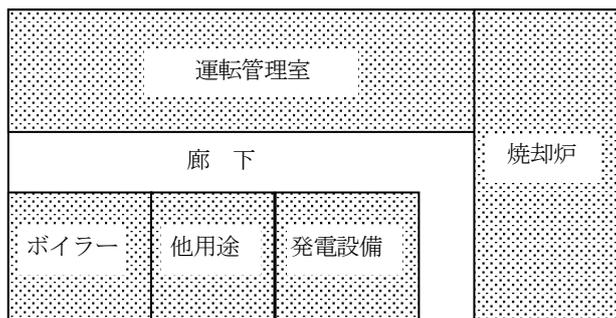
ア 危政令第19条第2項各号のうち一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態も有する一般取扱所（以下「複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所」という。）は、前(2)の部分規制の基準が適用できないので、危政令第19条第1項又は同条第2項の基準の特例適用施設とすることができる。また、この場合は次によること。

- ・ 当該一般取扱所の主たる取扱形態は、前(2)イ(ア)によること。
- ・ 当該一般取扱所を区画室単位として規制する場合には5(3)の基準によること。
- ・ 当該一般取扱所を設備単位として規制する場合には、危政令第19条第2項各号の基準をそれぞれ満足させること。

イ 建築物内に危政令第19条第2項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる((イ)による場合は第1号及び第8号を除く。)一の一般取扱所と同様の形態を有する一般取扱所を複数設置するものは、次のいずれかの規制範囲とすることができる。

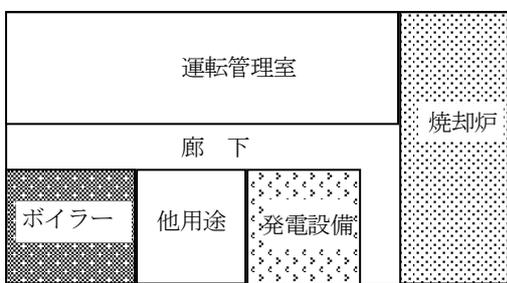
(ア) 区画室単位の規制ができる場合（第4-5-1図参照）

- ・ 危政令第19条第1項で規制する場合
- ・ 建物全体を危政令第19条第2項で規制する場合



第4-5-1図 危政令第19条第1項又は第2項の特例で1許可施設とした例

- 危険物を貯蔵、取り扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位とした危政令第19条第2項（第4-5-2図及び3図参照）



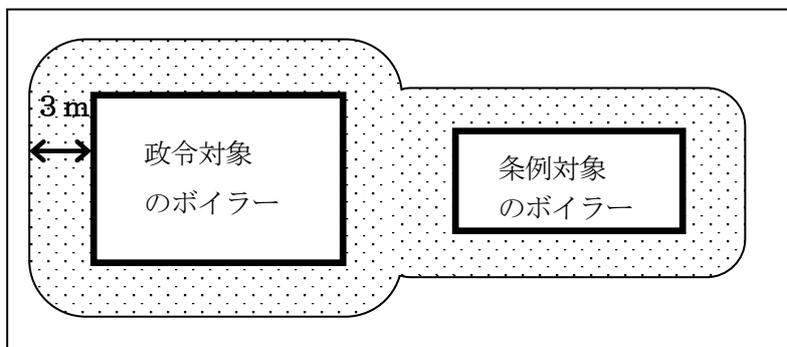
第4-5-2図 危政令第19条第2項の3許可施設と非危険物施設とした例



第4-5-3図 危政令第19条第2項の3許可施設とした例

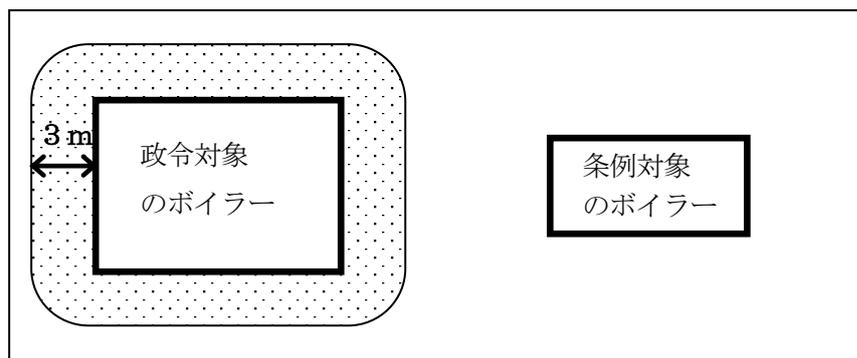
(イ) 設備単位の規制ができる場合

- 危政令第19条第1項で規制する場合
- 建物全体を危政令第19条第2項で規制する場合
- 政令対象設備と条例対象設備を合わせて、危政令第19条第2項で規制する場合（第4-5-4図参照）



第4-5-4図 危省令第28条の57第3項の一般取扱所の例

- ・ 政令対象設備のみを危政令第19条第2項で規制し、条例対象設備は、条例の基準とするもの（第4-5-5図参照）。



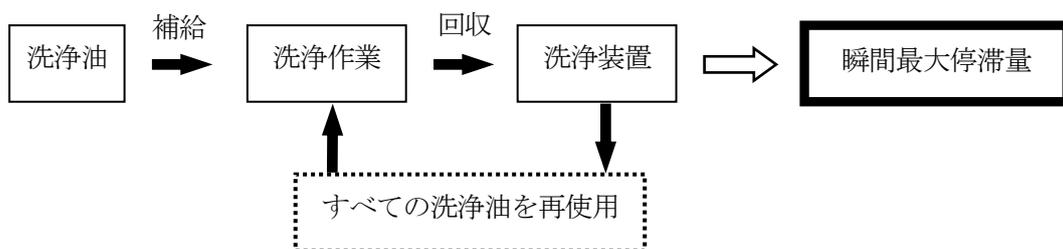
第4-5-5図 危省令第28条の57第3項の一般取扱所と少量危険物の例

3 許可数量の算定

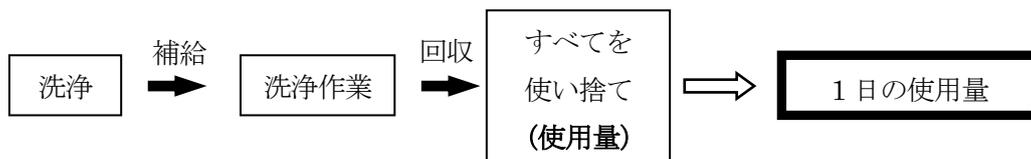
製造所の例によるほか、次によること。

- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバータンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定する。
なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設を含む。）や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。
また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、許可数量等の算定にあたって合算する。
- (3) 移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする一般取扱所は、1日当たりの最大充てん量とする。
- (4) 危政令第19条第2項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、地下専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (5) 危政令第19条第2項各号に規定する取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所については、それぞれの取扱形態ごとの指定数量の倍数を合算するものとする。ただし、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数（危険物取扱数量）を超えないものとする。
- (6) 危政令第19条第2項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

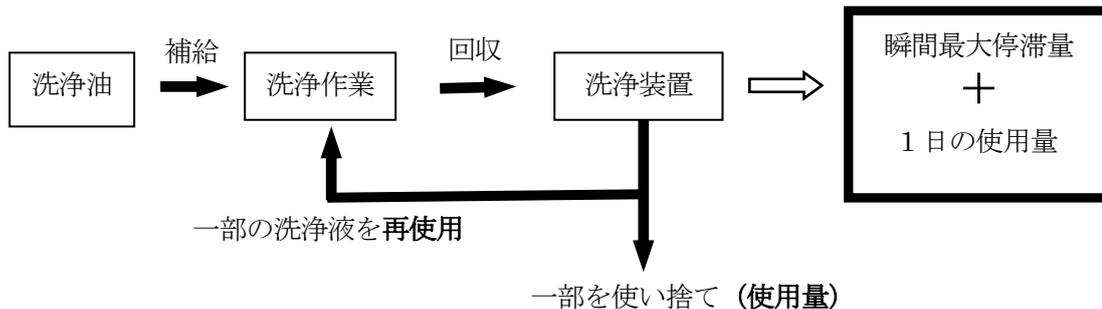
〈例1〉洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



〈例2〉洗浄後、すべての危険物を使い捨てる場合



〈例3〉洗浄後、一部の危険物を使い捨てる場合



(7) 危政令第19条第2項に規定する熱媒体油循環装置の一般取扱所については、熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量とする。

4 技術基準の適用

一般取扱所は取り扱う危険物の種類、数量、取扱形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次のように区分される。

第4-1表 各種の一般取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 省 令
一般取扱所	19 I	
火薬類	19 I + 4 1	7 2
高引火点危険物	19 I + III	2 8の6 1
アルキルアルミニウム等	19 I + IV	2 8の6 3・2 8の6 4
アセトアルデヒド等	19 I + IV	2 8の6 3・2 8の6 5
ヒドロキシルアミン等	19 I + IV	2 8の6 3・2 8の6 6
特定の用途のもの	19 I + II	2 8の5 4
① 吹付塗装作業等	19 I + II (1)	2 8の5 5
② 洗浄作業	19 I + II (1の2)	2 8の5 5の2
③ 焼入れ作業等	19 I + II (2)	2 8の5 6
④ ボイラー等	19 I + II (3)	2 8の5 7
⑤ 充てん	19 I + II (4)	2 8の5 8
高引火点危険物	19 I + II (4) + III	2 8の6 2
⑥ 詰替え	19 I + II (5)	2 8の5 9
⑦ 油圧装置等	19 I + II (6)	2 8の6 0
⑧ 切削装置等	19 I + II (7)	2 8の6 0の2
⑨ 熱媒体油循環装置	19 I + II (8)	2 8の6 0の3
⑩ 蓄電池設備	19 I + II (9)	2 8の6 0の4

注 算用数字は条を、ローマ数字は項を、()内は号を表している。

これら複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、施設の形態に応じて設置者の意思により選択できるものである。

5 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

製造所の基準が準用されるが、次の形態の一般取扱所については、それぞれの基準によること。

ア 製油所、油槽所におけるドラム充てん所

第1石油類又は第2石油類を、ドラム缶等容器充てん作業から出荷までの過程で容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）におい

ては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、温度管理等の防火上安全な措置を講じさせること。

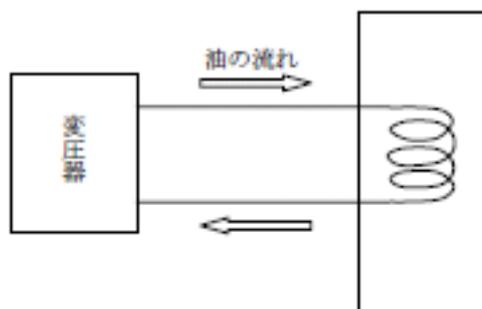
イ 発電所、変電所及び開閉所

発電所、変電所及び開閉所（以下「発電所等」という。）については、次によること。

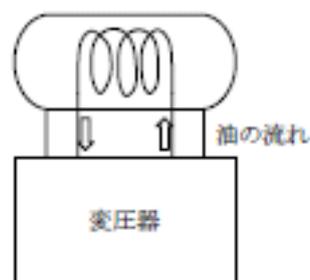
ただし、発電所等には、自家用変電設備も含まれるものとする。

- (ア) 発電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入りケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとすることができる。

なお、「これらの附属装置等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第4-6-1図及び第4-6-2図のような変圧器油を冷却するための附随設備（別置型冷却器）等がある。



第4-6-1図 油を冷却するための設備の例



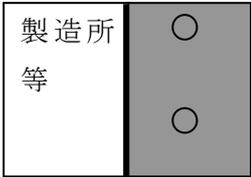
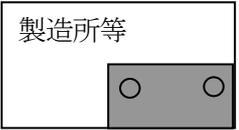
第4-6-2図 油を冷却するためのタンクの例

- (イ) 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第9条第1項第4号及び第6号から第9号まで並びに第12号の規定を適用しないものとし、消火設備については、危省令第33条の規定に該当する一般取扱所にあつては、第1種から第3種までの消火設備の設置を第4種消火設備とすることができ、危省令第34条の規定に該当する一般取扱所にあつては、第5種消火設備を設置しないことができる。

また、危政令第9条第1項第1号及び第2号についても上記と同様に適用しないものとする。

なお、一般取扱所に該当する発電所等とは、5(1)イ(ア)以外の装置（圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電所等に関連する装置）と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいう。

第4-2表 自家用変電設備の規制

形態別	形態の概要	規制範囲	倍数算定
1		1 イ(ア)による機器のみを設ける。 2 変電室は独立専用とする。	算定しない。 (法17条による規制)
2		製造所等にイ(ア)による機器を設ける。	建物全体を規制する。 (危政令による規制)
3		1 製造所等と区画し、イ(ア)による機器のみを設ける。 2 変電室との区画の壁は耐火構造、出入口は自閉式の特定防火設備とする。	規制なし (変電室は法17条でとらえ、製造所等は危政令による規制)
4		製造所に隣接してイ(ア)による機器のみを設ける(区画は不燃材料、金網等)	建物全体を規制する。 (危政令による規制)

凡例

 変電室等

 イ(ア)による機器

ウ シールド（掘削機械）工事の一般取扱所

シールド工法とは、シールドマシンを地中で推進させ土砂の崩壊を防ぎながら、掘削作業、覆工作業〔掘削した周囲をプレキャスト部材（セグメント）を組み立て覆工する作業〕を行い、トンネルを構築していく工法をいう。

(ア) 適用範囲

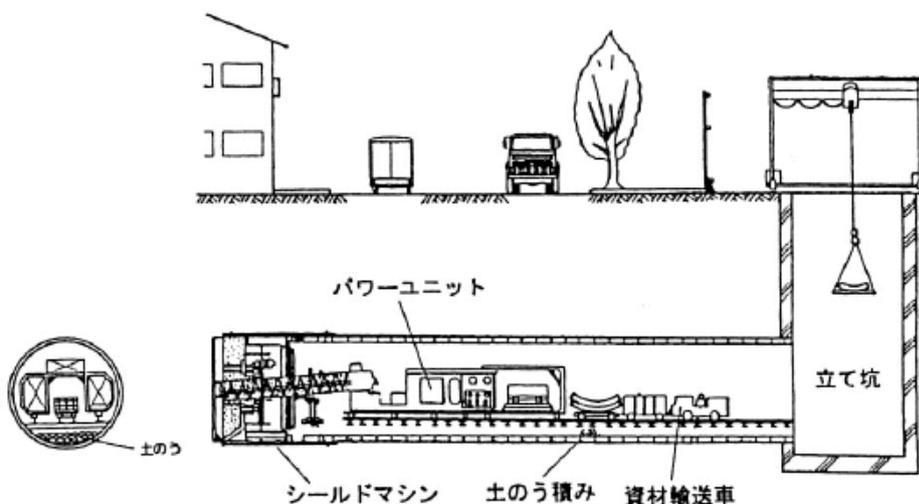
地下鉄、下水道工事等で掘削及びその他の工事において危険物を取り扱う一般取扱所は、高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

(イ) 規制範囲等

- a 立坑及びシールドマシンにより掘削する部分とする。
- b 完成検査は、当該シールドマシンの組み立てが完了した時点で行う。
- c 原則として立坑及びシールドマシンにより掘削する部分を一の一般取扱所とする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有する場合は、到達点が同一場所であるか否かを問わず一の一般取扱所とする。
- d 特例の適用範囲については、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条の基準のうち第1項第1号、第2号、第9号、第12号及び第21号に係るものとする。

(ウ) 構造、設備

- a 坑内に設ける事務所、休憩室、その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とすること。
- b 油圧設備には流出防止措置を講じること。



第4-7図 流出防止措置の例

- c 後続台車に設けられた圧油タンクは、製造所の 20 号タンクに準じた構造とすること。
- d 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設けること。
- e 変圧器は原則として乾式のものとする。

- (エ) 消火設備
 - a 先端部のシールドマシン及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には、危険物の取扱い実態により危険物に適応する固定式又は移動式の水噴霧消火設備、泡消火設備等若しくは、第4種消火設備のいずれかを設けること（圧気工法による場合は固定式に限る。）。
 - b 第5種消火設備は、次によること。
 - (a) 防護範囲には適応する消火器を2個以上、有効に活用できる位置に設けること。
 - (b) トンネル、立坑等には、適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50m以下となるように設けること。
 - c 屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。
- (オ) 警報設備
 - a 地上、立坑下及びシールドマシンの部分に連絡装置（電話等）を設けること。
 - b 非常ベル等を、作業員に容易に知らせる範囲に設けること。
- (カ) その他
 - a 後続台車付近には、空気呼吸器等を作業員の人数分以上設けること。
 - b 台車後方付近には、煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設けること。
 - c 防護範囲内で溶接、溶断等する場合は、火災等を予防するための措置を講じること。
 - d シールド工事は、廃止の届出が提出されるまで順次移動していくため、設置許可時における審査において、作業途中における点検や油抜き取り作業の有無等を含めた工程表を添付させること。

エ 採掘現場等における車両系建設機械の一般取扱所

- (ア) 適用範囲

採掘現場等において車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）が作業する一定の範囲を規制範囲とし、移動貯蔵タンクから当該車両系建設機械への燃料給油行為と燃料消費行為を行う一般取扱所として規制し、取り扱う危険物は、引火点40℃以上のものに限るものとする。
- (イ) 規制対象設備

車両系建設機械（指定数量以上の危険物を保有するものに限る。）及び採掘等に係る工作物及び設備とする。
- (ウ) 取扱最大数量

規制対象設備における危険物の最大数量とする。
- (エ) 位置、構造及び設備

危政令第9条第1項第2号、第12号及び第19号の規定を適用しないことができる。

(オ) 消火設備

車両系建設機械1台に第5種消火設備2個以上、採掘等に係る工作物及び設備に第5種消火設備を1個以上設けること。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。

オ 動植物油類の一般取扱所

(ア) 適用範囲

- a 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵量が10kL以上のものに限る。）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は適用となる。

一般取扱所の範囲は、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までとする。

- b 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵量が10kL以上のものに限る。）に附属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は、払い出し先の形態に応じて適用となる場合がある。

例 払い出し先が製造所又は一般取扱所等の危政令対象物の場合は、払い出し先の附属配管となる。

払い出し先が複数の少危施設の場合は、1日に危険物が指定数量以上通過する配管は、一般取扱所として許可が必要となる。

(イ) 保安距離

保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。

(ウ) 保有空地

危政令第9条第1項第2号に「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く」とあることから、適用しない。

(エ) 構造設備の基準

配管部分については、危政令第9条第1項第21号の配管の基準によるものとする。

カ 油入ケーブル撤去工事の一般取扱所

油入ケーブル撤去工事とは、変電所間の送電用として敷設されている油入ケーブルの撤去及び絶縁油を抜き取る等の危険物取扱行為を行う工事をいう。

(ア) 適用範囲

油入ケーブル撤去工事を実施する場所（洞道、マンホール、管路、地下に直接埋設されている油入ケーブル、変電所等内のヘッドタンク、地上の作業場所及び変電所

内等の工事場所) のすべて (以下「撤去工事場所」という。) を、一の一般取扱所とする。

(イ) 危険物の取扱数量

撤去を行う油入ケーブルの両端に設けられている変電所等内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量を取扱数量とする。マンホール内においてケーブル接続部の補修工事 (絶縁油を内蔵する接続部の解体及び再組み立てによる更新工事等) のみを行う場合も同様とする。

(ウ) 位置、構造及び設備

油入ケーブル撤去場所の位置、構造及び設備については、危政令第23条を適用し、危政令第19条において準用する危政令第9条の基準のうち第1項第3号 (標識・掲示板)、第10号 (照明・換気設備)、第13号 (危険物を取り扱う機械器具等)、第17号 (電気設備) 及び危政令第20条の基準に関して次のaからfまでによる。

a 標識・掲示板

実際に作業を行うこととなる撤去工事場所の見やすい箇所 (工事車両又はマンホールの入口等) に「一般取扱所」である旨を表示した標識及び工事期間、危険物の類、品名、取扱最大数量、指定数量の倍数、危険物保安監督者の氏名、危険物に応じた注意事項 (火気厳禁) を表示した掲示板を設置すること。

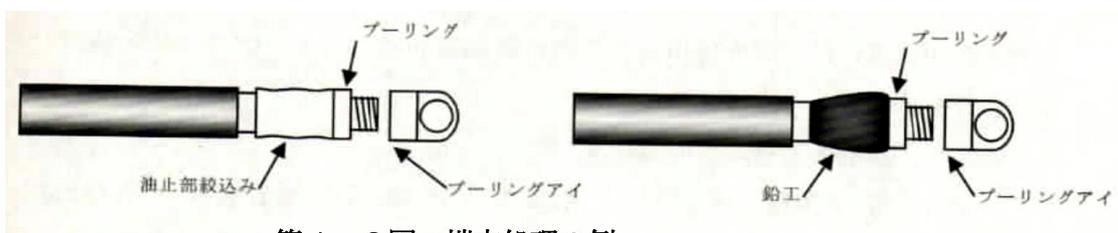
b 照明・換気設備

撤去工事場所には、十分な照度が確保できる照明設備及び撤去工事場所の空気を置換することができる送風機等 (撤去工事場所が洞道、マンホールの場合に限る。) を設置することをもって、当該設備が設置されているものとみなすことができること。

c 危険物を取り扱う機械器具等

(a) 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するため、絶縁油を開放状態で直接取り扱う作業が行われる撤去工事場所の床面等に油受け皿、オイル吸着マット等を設置すること。

(b) 分断後の油入ケーブルから絶縁油が漏れないよう端末処理すること。



第4-8図 端末処理の例

d 電気設備

電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

e 消火設備

一般取扱所の構造及び危険物の取扱数量にかかわらず、撤去工事を行う作業員が

有効に活用できる位置に第5種消火設備を2個以上設置することをもって、当該設備が設置されているものとみなすことができること。この場合、撤去工事が、地下の洞道やマンホールと地上の工事場所で同時に行われる場合は、それぞれの作業場所に第5種消火設備を2個以上設置すること。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。

f aからc (a) 及びeの設備等は常に撤去工事場所に設置するのではなく、工事実施時に撤去工事場所に搬送することをもって、当該設備等が設置されているものとみなすことができること。

(2) 危政令第19条第2項を適用することができる一般取扱所

ア 塗装、印刷、塗布の一般取扱所

(危政令第19条第2項第1号、危省令第28条の54第1号、危省令第28条の55)

(ア) 該当する作業形態としては次のようなものがあるが、機械部品の洗浄作業は含まれない。

- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
- c 光沢加工、ゴム糊・接着剤などの塗布作業

(イ) 危省令第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1399号第1号の1のトに適合する壁(75mm以上の軽量気泡コンクリートパネル)が含まれるものであること。

(ウ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、第17「換気設備等」の例によること。

イ 洗浄作業の一般取扱所

(危政令第19条第2項第1号の2、危省令第28条の54第1号の2、危省令第28条の55の2)

(ア) 前記ア(イ)、(ウ)によること。

(イ) 指定数量の倍数が10未満の場合には、危省令第28条の55の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。

(ウ) 過熱を防止することができる装置には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー(水冷、空冷等)や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。

(エ) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかく拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則としては非危険物の固体に限られる。

(オ) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。

ウ 焼入れ、放電加工機の一般取扱所

(危政令第19条第2項第2号、危省令第28条の54第2号、危省令第28条の56)

ア(イ)(危省令第28条の56第2項第1号における場合)及び(ウ)によるほか、次によること。

(ア) 指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の56第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。

(イ) 焼入れ装置には、加熱装置(炉)及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。

(ウ) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。

a 液温検出装置

加工液の温度が設定温度(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

b 液面検出装置

加工液の液面が設定位置(工作物上面から50mm)より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

c 異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

d 自動消火装置

加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置

(エ) 危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体(安全装置を含む。)に係る試験確認の適合品は、前(ウ)に掲げる基準に適合しているものとする。

なお、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものであること。

エ ボイラー、バーナー等の一般取扱所

(危政令第19条第2項第3号、危省令第28条の54第3号、危省令第28条の57)

ア(イ)(危省令第28条の57第2項第1号において準用する場合)、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

(ア) 危省令第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる。

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験等を行う装置は、これらに該当せず、危政令第19条第1項により規制すること。

(イ) 指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の57第2項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を、10未満の施設については、危省令第28条の57第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。

(ウ) 危省令第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

- a 対震安全装置
地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。
 - b 停電時安全装置
作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造であること。
 - c 炎監視装置
起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。
 - d からだき防止装置
ボイラーに水を入れずに運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置であること。
 - e 過熱防止装置
温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。
- (エ) 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲いの容量等は、第3「製造所」5（20）オ(ケ)bによること。
- (オ) 同一建物内においてボイラー、バーナー等の一般取扱所のある室内以外に設ける指定数量1/5以上のタンクは、20号タンクの基準によること。ただし、指定数量の1/5未満の設備は、20号タンクに該当しないものであること。
- (カ) 屋上に設置するボイラー、バーナー等の一般取扱所については、次によること。
(危政令第19条第2項、危省令第28条の5第4号、危省令第28条の5第7第4項)
- a 適用範囲
 - (a) 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置（以下「発電装置等」という。）で危険物（引火点40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの。
 - (b) 基準に適合する場合には、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができるものであること。
 - (c) 複数の許可施設とする場合、各々の発電装置等は一の許可施設単位ごとに設置するものとし、一の発電装置等を複数の許可施設で共用することはできないものであること。
 - b 設備等
 - (a) 危省令第28条の5第7第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
 - (b) ボイラー・バーナー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。

- (c) ボイラー設備等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。

c 危険物を取り扱うタンク

- (a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保すること。
- (b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、第3「製造所」5(20)オ(コ)に準じた戻り配管等を設けるよう指導する。
- (c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危省令第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。

d 配管

危険物配管は、危政令第9条第1項第21号の規定によるほか、次により指導する。

- (a) 配管は、地震、建築物の構造等に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。
- (b) 配管は、送油圧力や地震等に対して十分な強度を有するとともに、切損等により危険物が漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講ずること。
- (c) 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。
- (d) 危険物の配管を新設又は改修する場合には、地下貯蔵タンクから20号タンク又は20号タンクからボイラーの間に流量計を設置するように指導する。

e 流出防止措置

- (a) 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。
- (b) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備、油分離装置を省略することができる。

f 採光及び照明

危省令第28条の57第4項第4号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりが採れる場合に限り、省略することができる。

g 避雷設備

避雷設備は、指定数量の倍数が10未満の場合にあっても設けるよう指導する。

h 消火設備

ボイラー・バーナー等を建築物の高さが31mを超える場所に設置する場合には、第3種の固定消火設備を設けるよう指導する。

なお、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講ずるよう指導する。また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするよう指導すること。

i その他

異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。

オ 充てんの一般取扱所

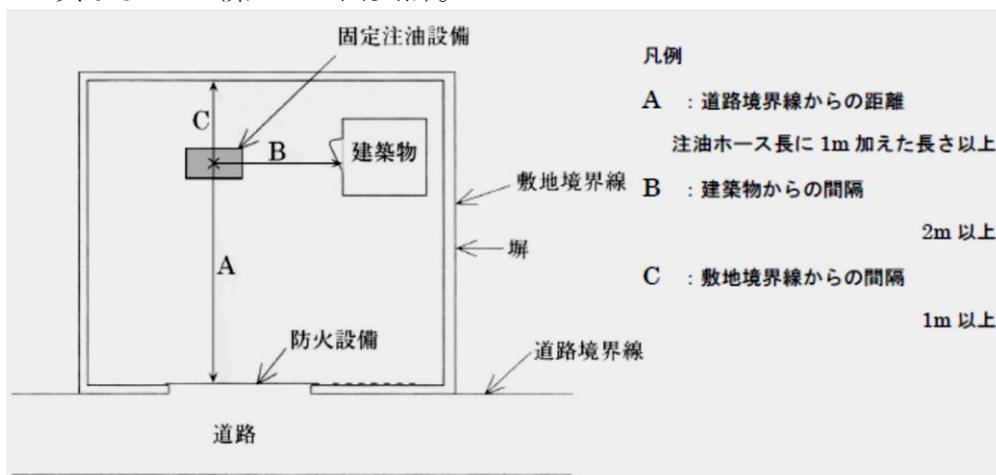
(危政令第19条第2項第4号、危省令第28条の54第4号、危省令第28条の58)

- (ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）とを兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。
- (イ) 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地に講ずる滞留及び流出を防止する措置は、兼用することができる。
- (ウ) 詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものである。
- (エ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合には、危省令第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよう指導する。
- (オ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかるのを防止するため定流量器等を設けるよう指導する。
- (カ) 当該施設には、専用の地下タンク貯蔵所を設置することができる。

カ 詰替えの一般取扱所

(危政令第19条第2項第5号、危省令第28条の54第5号、危省令第28条の59)

- (ア) 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。
- (イ) 危省令第28条の59第2項第5号において、地下専用タンクは、タンク室、二重殻タンク又は危険物の漏れを防止する構造により地盤面下に設置するものであること。
- (ウ) 危省令第28条の59第2項第8号に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なること（第4-9図参照）。



第4-9図 詰替えの一般取扱所

(エ) 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であつて、一般取扱所の地盤面からの高さが2 m以下に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。

なお、高さ2 mを超える部分に設ける開口部には、防火設備を設けること。

(オ) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができること。

(カ) その他

a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。

b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならないこと。

キ 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

（危政令第19条第2項第6号、危省令第28条の54第6号、危省令第28条の60）

ア(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

(ア) 指定数量の倍数が50未満の施設については、危省令第28条の60第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を、指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の60第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができる。

(イ) 油圧装置等に内蔵されているもの以外で指定数量の1/5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

ク 切削装置等を設置する一般取扱所

（危政令第19条第2項第7号、危省令第28条の54第7号、危省令第28条の60の2）

(ア) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等などを行う場合に用いるものである。

(ウ) ア(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を、指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の60の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。

ケ 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

（危政令第19条第2項第8号、危省令第28条の54第8号、危省令第28条の60の3）

ア(イ)（危省令第28条の60の3第2項における場合）、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

(ア) 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを用いる場合、指

定数量の1/5以上のタンクは、20号タンクに該当する。

(イ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第3種消火設備を設けるよう指導する。

コ 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(危政令第19条第2項第9号、危省令第28条の54第9号、危省令第28条の60の4)

ア(イ)(危省令第28条の60の4第3項において準用する場合)及び(ウ)によるほか、次によること。

(ア) 指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の60の4第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。

(イ) 屋上に設置する蓄電池設備の一般取扱所については、エ(カ)の規定を準用する。

サ その他

(ア) 高層建築物の区画室等に一般取扱所を設ける場合（屋上に設ける一般取扱所を除く。）の避雷設備にあつては、JIS A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」に規定する「3. 2 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の被保護物に対する避雷設備」の基準により設置することができる。

(イ) 他用途区画を貫通する配管、電線、給排気ダクト等は、埋め戻し等の措置を行うこと。

(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

ア (ア) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(ア) e 及び f に掲げる取扱形態のみの一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。

(ア) 危険物の取扱形態

a 塗装、印刷又は塗布のために危険物〔第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。〕を取り扱う形態

b 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態

c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態

d ボイラー・バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で消費する危険物の取扱形態

f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）による危険物の取扱形態

g 危険物以外の物を加熱するために危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱

媒体油循環装置による危険物の取扱形態

- (イ) 建築物に設けられたものであること。
- (ウ) 指定数量の倍数が30未満であること（3(5)参照）。

イ 位置、構造及び設備

- (ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(ア) d及びeに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- (イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- (ウ) 一般取扱所の用に供する部分には、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（前ア(ア) e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- (エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(ア) a又はbに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。
- (オ) ア(ア) dに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- (カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1/5未満のものを除く。）の周囲には、第3.5(20)オ(ケ) bによる措置をするよう指導する。ただし、ア(ア) e及びfに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- (キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(ア) cに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (ク) 危険物を加熱する設備（ア(ア) b又はgの危険物の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (ケ) ア(ア) gの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- (コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- (サ) 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種、第3種のいずれかの消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- (シ) 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

(4) 危政令第19条第2項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所

前(3)に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第19条第2項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第2項の基準の特例(第4号及び第5号に係るものを除く。)と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。

(5) 高引火点危険物の一般取扱所

(危政令第19条第3項、危省令第28条の6 1、危省令第28条の6 2)

ア 高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第19条第1項又は危政令第19条第2項(充てんの一般取扱所に係る基準に限る。)のいずれの基準に対してもこの特例を適用することができる。

イ 危省令第33条第2項第1号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第1種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第11条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。

(6) 危険物施設におけるオフィス家具等の転倒・落下防止措置について

危険物施設においては、オフィス家具等の転倒落下防止措置を講じるように指導する。この場合、講じる対象の具体例としては、次がある。

ア 一棟規制の製造所等に併設されている事務所内にある書棚や机等

イ 給油取扱所の事務所内に設置されている自動販売機等